

公民比率の経緯・理由、それに対する都道府県の見解

【経緯・理由】

本計画における公民の配分の基本的な考え方は、個々の事業毎に、当該事業を実施する機関の公民区分により算出し、それを積み上げたものとなっている。

ただし、「在宅医療・介護連携のICT連携システム構築事業」については、事業実施主体はシステム開発等を行う高知大学であるが、システム利用者は県全域の団体、事業者であることから、これら利用者の公民比率により算出することとし、利用機関が未確定であることから、県全体の病院の公民比率により算出している。

これにより算出した比率は以下のとおり。

- ・公 13.3%
- ・民 86.7%

【見解】

各事業を実施する機関を積み上げた結果であり、特段公に偏ったものではないことから、適正なものであると考える。

なお、一部の事業では公が100%となっているものがあるが、これは当該事業の政策を担う医療機関が公的医療機関のみであったものであり、やむを得ないものである。